

民生委員・児童委員活動へのご協力のお願い

民生委員・児童委員は、誰もが住みよいまちづくりを推進するため、地域住民のよき「相談相手」として、また関係機関への「つなぎ役」として、厚生労働大臣からの委嘱を受けボランティアとして活動する非常勤の地方公務員です。法律の規定上、給与は支給されませんが、活動に必要な交通費等の実費の支給があります。(年額 60,216 円)



名古屋市の民生委員・
児童委員の啓発キャラクター
「金シャチミンジー」

民生委員・児童委員の具体的な活動内容としては、

- ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみ世帯などへの定期的な訪問
- 高齢者や障害者、生活にお困りの方、妊産婦の方や子育て家庭などから受けた相談への対応や関係機関への橋渡し
- 小学生の登下校時の見守り
- 高齢者や子育て世帯が交流するサロンや子ども食堂の運営への協力

などがあります。

現在活動されている民生委員・児童委員の半数以上が何らかのお仕事に就いていらっしゃいますが、今後その割合がますます増加することが見込まれています。

本市においては、働きながら民生委員・児童委員活動に従事できる環境を整備するため、委員が参加する会議（会合）の夜間開催や研修のオンライン開催などの取り組みを進めておりますが、より活動しやすい環境としていくため、皆さま方会員企業におかれましても、民生委員・児童委員として活動する（意向のある）従業員の方が就労時間中に委員活動をする際の就労義務の免除やボランティア休暇の取得促進などにご協力いただけますと幸いです。

併せまして、下記リンク先のリーフレットを従業員の方に回覧していただくなど、民生委員制度の周知にご協力いただくとともに、民生委員・児童委員として活動することに興味のある方がいらっしゃいましたら、お住まいの区の区役所民生子ども課までご相談いただきますよう、ご案内をお願いいたします。

https://www.city.nagoya.jp/res/projects/default_project/page/001/004/831/07minseiiina3.pdf

(問合せ先)

名古屋市健康福祉局地域共生推進部地域共生推進課

電話：052-972-2547

Mail：a2548@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp